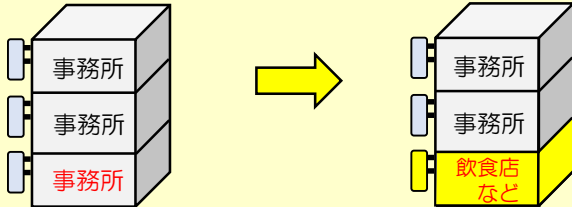


知らないうちに消防法令違反に？

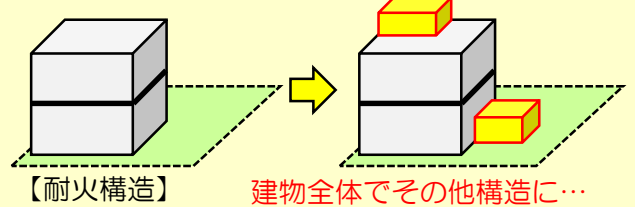
例1

ビル1階を事務所から
飲食店などに入替えると…



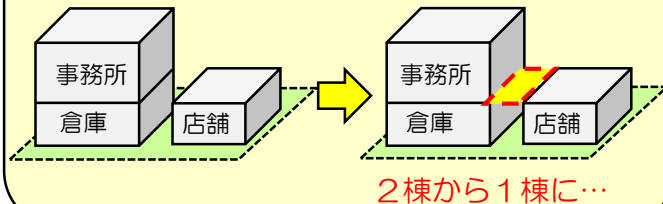
例3

建築当時と違う構造
で増築すると…



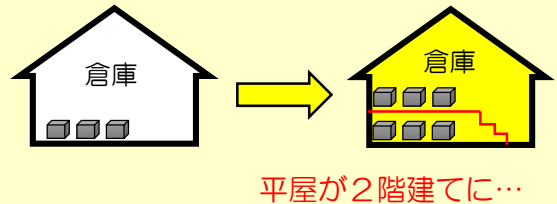
例2

店舗と倉庫を
雨除けなどで接続すると…



例4

建物内に新たに床を造ると…



テナントの入替えや、
建物の増築・改修をすることで、
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、
自動火災報知設備等の設置や防火管理者
の選任が、必要になるかも！



ふじキュン

Point !

建物に必要な消防用設備等や防火防災管理者の選任等は、
建物の用途・構造・面積・階数・収容人員（消防法上の算定）・
避難上、消火活動上有効な開口部の有無などに応じて決まります。



藤沢市ホームページ
消防局査察指導課QRコード

消防法令違反が発覚し、
行政指導（警告）や行政処分（命令）に従わなかった場合
違反対象物として、告発されます。

重大な違反のある対象物は、ホームページで「公表」されます！
さらに、命令を受けている対象物については、「公示」が行われます！

建物を利用する方の安全を守るため、市と消防局の掲示板に公示されるほか、建物の入口などにも、違反がある旨の標識を設置します。

（公示内容：建物住所・名称・受命者の氏名・命令事項など）



参考資料リンクQR

（参照：一般財団法人日本消防設備安全センター）

消防法令違反
の主な罰則等
はこちら



消防法令に基づく
各種届出はこちら



『知らないうちに消防法令違反に！』

と、ならないために…



一部の変更だけでも、建物全体に
「消防用設備等の設置」「防火管理者の選任」が
新たに必要になる場合があります！

- ◆ 消防法では、用途や収容人員などに応じて、必要な消防設備・防火管理者の要否が決まります。
- ◆ 賃貸借部分の用途変更や内装工事によって、新しく消防設備の設置が必要になる場合があります。

テナントの変更や
増築・改修の際には
こちらまで



藤沢市内の建物に関するお問い合わせ先は
藤沢市消防局 査察指導課
電話：0466-50-3578
Mail：fj-sasatu@city.fujisawa.lg.jp